

郡山地域ニューメディア・コミュニティ事業推進協議会負担金交付要綱

平成22年 9月28日施行

[政策開発部ソーシャルメディア推進課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山地域テクノポリス圏域内の住民、企業、市町村、学術研究機関等における情報通信技術の支援及び推進を図るための郡山地域ニューメディア・コミュニティ事業推進協議会（以下「協議会」という。）に対する負担金の交付に関して、必要な事項を定めるものとする。

(交付手続)

第2条 負担金の交付の申請、決定等に関する事項その他負担金に係る予算の執行に関する基本的事項については、郡山市補助金等の交付に関する規則(昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。)に定めるところによるものとする。

(交付対象及び額)

第3条 負担金の交付の対象は、賃金、報酬、報償費、需用費その他の協議会の運営に要する経費とし、負担金の額は、予算の範囲内で定める額とする。

(交付の申請)

第4条 協議会は、負担金の交付の申請を行うときは、規則第4条の規定により、当該交付の申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めて指示する書類

(交付の決定)

第5条 市長は、負担金の交付の申請があったときは、規則第5条の規定により、当該申請に係る書類を審査し、負担金を交付すべきものと認めたときは、速やかにその交付の決定をしなければならない。

(交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 負担金を目的外に使用しないこと。
- (2) 負担金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(決定の通知)

第7条 市長は、負担金の交付の決定をしたときは、規則第7条の規定により、速やかにその決定の内容及び条件を協議会に通知しなければならない。

(概算払)

第8条 市長は、必要と認めるときは、負担金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告等)

第9条 協議会は、負担金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）が完了したときは、

完了後30日以内に規則第14条に規定する事業の実績報告書（以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認めて指示する書類

2 協議会は、実績報告書を事業の属する年度内に提出できない場合は、当該事業の完了後直ちに事業完了届を提出した後、実績報告書を提出しなければならない。

（額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が負担金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき負担金の額を確定し、速やかに規則第15条の規定により負担金の交付額の確定の通知を書面により協議会に通知するものとする。ただし、実績に基づく精算額で交付決定した場合及び確定額が交付決定と同額である場合は、当該通知を省略する。

（決定の取消し）

第11条 市長は、協議会が負担金を他の用途に使用し、又は事業に関して負担金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反し、若しくはこの要綱若しくはこれに基づく市長の指示に従わないときは、当該負担金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（負担金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により負担金の決定の取消しをした場合において、事業の当該取消しに係る部分に関し、既に負担金が交付されているときは、期限を定めて当該負担金の返還を命じなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、負担金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月28日から施行し、平成22年度分の負担金から適用する。